

**英田圏域（美作市・西粟倉村）循環型社会形成推進地域計画**

**（第二期）**

**美 作 市  
西 粟 倉 村**

**平成 29 年 1 月 19 日**

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名	美作市、西粟倉村
面積	429.29km <sup>2</sup> (美作市) 57.97km <sup>2</sup> (西粟倉村)
人口	28,980人 (美作市 平成28年3月31日現在) 1,505人 (西粟倉村 平成28年3月31日現在)
地域の特例要件	山村地域、過疎地域

※美作市は、平成17年3月31日に勝田郡勝田町、英田郡大原町、美作町、作東町、英田町、東粟倉村の6町村が合併して誕生した。

### (2) 計画期間

本計画は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

英田圏域は岡山県の北東部に位置し兵庫県及び鳥取県に隣接した人口約30,000人、面積約487km<sup>2</sup>で人口密度62.6人/km<sup>2</sup>の街で、田園とゆたかな自然環境に包まれた地域と工業団地や商業施設が一極に集中した市街地と湯郷温泉を中心とする観光施設が各所に点在する都市型的な地域を併せ持つ特徴的な街である。

美作市においては、長年西粟倉村のごみ処理を受託処理しており、英田圏域としての処理体制を確立している。英田圏域では、ごみの排出抑制、減量化、資源化推進に向け、容器包装リサイクル法の施行に併せた多品目分別への取組み、市民への啓蒙による一定負担の実施等を行い、平成28年度現在では6種23分類の分別収集を行っている。

現在、地域から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ及び資源は美作クリーンセンターで処理されている。資源については、びん類、ガラス類、蛍光灯類、かん類、小型金属類・小型家電類、乾電池、古紙類、ペットボトル、その他プラスチック類製容器包装類、発泡スチロール、その他紙類容器包装類を選別、保管を行い、その後民間委託により資源化している。

今後、現在のごみ処理体系を更に見直し、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことにより廃棄物の抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理等を一体的に推進し、循環型社会の形成を目指すこととする。

循環型社会を形成するには、日々の生活、社会、事業活動によって生じる廃棄物について発生の抑制・再使用・再生利用が市民や事業者に正しく理解されて初めて循環型社会の入り口に立つと考えられることから、それを形成していくためにきめ細かく環境教育を実践し続け、「ごみの減量」と「リサイクルの推進」についての市民、事業者の知識と理解を得ることが大きな柱といえる。このことから英田圏域では「この環境は子孫からの預かりもの」というテーマを共有し、誰もが自覚することで、環境教育をさらに推進し、地域や各事業所での普及を図る。

#### (4) 広域化の検討状況

##### ア 広域化が困難な理由

ごみ処理広域化計画については、平成10年に県が策定した「岡山県ごみ処理広域化計画」により「津山ブロックごみ処理広域化対策協議会」を設立し、平成18年になって津山市内の西端に候補地が決定された。

候補地決定後、広域施設の建設費等の基本的事項は決定したが、処理区域が広いこと、英田圏域においては、長期的に続く本体施設までの運搬費用が膨大となること等の問題が課題となった。

広域処理における運搬費の問題を解決するため、英田圏域内に中継施設を設けて処理した場合の経費を算出し検討したところ、中継施設を設けた場合の方が費用対効果の面で優れていた。しかし、これは市が収集する一般廃家庭から排出される廃棄物についてであり、事業者が直接搬入する一般廃棄物については、各自が広域施設まで搬入しなければならないという課題が残った。

この事業系廃棄物の直接搬入量は英田圏域全ごみ量の約1/3を占め、他市町村と比較しても極めて多いことが特徴である。前述のとおり、この圏域は農業と観光が主体の街であるが、高齢化により農業が衰退して行く今、圏域の基幹産業である観光事業は今後の圏域の発展における大きな柱であり、年間観光客数は全体で約110万人、観光の中心的存在である湯郷温泉では約90万人が訪れ、観光施設も多く点在し、行政においては主要な税源となっている。これらの事業者の大部分が、ごみ処理の本格化した昭和40年代から、市の施策のもと事業系廃棄物をきめ細かく分別して現有施設まで直接搬入していることから、これを広域施設までの搬入とした場合、遠距離運搬の費用増大は現在の経済環境からしても事業者には大きな痛手となるため抵抗があった。

このため、英田圏域では中継施設の必要性を訴え協議会で再三議論を重ねたが、中継施設の整備費は利用市町村の負担と決定され、中継施設に一部資源化施設を併設する場合も利用市町村負担となった。

この結果、広域処理においては、英田圏域行政の負担は増大し、最大の課題である事業系一般廃棄物が抱える問題は全く解消されない状況であることから、行政も市民の付託に答えることはできず、また、議会も市民に背を向けた議論はできなくなった。

このような特別な事情を持ち合わせている状況から、広域化計画からは脱退せざるを得ず、圏域内のごみを適正に処理するためには英田圏域内に新施設を整備し、市民の信頼に応えるのが市の責務であり、最善の方法であると判断した。

以上のことから新たな構想のもとに新施設建設計画を樹立することとした。

##### イ 本地域計画上の施設整備の位置づけ、広域化の達成年度

上記アに示すような状況であり、市民の理解を得て、本市のごみ処理を安全で適正かつ確実に処理するため、単独処理施設（英田圏域施設）の整備を進めたが、将来的には広域化の推進を図るため、岡山県・津山圏域と引き続き協議・検討を継続していく。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

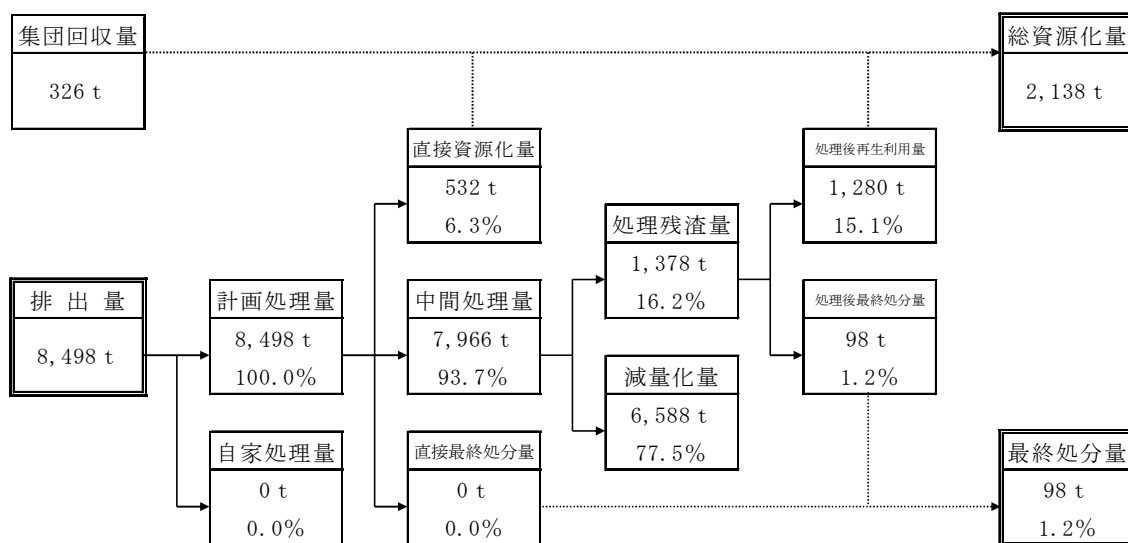
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成27年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め8,824 tであり、再生利用される「総資源化量」は2,138 t、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/ごみの総処理量+集団回収量)は24.2%である。

中間処理による減量化量は6,588 tであり、集団回収量を除いた排出量の77.5%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の1.2%に当たる98 tが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は7,268 tである。



※ 端数四捨五入のため、数字が合わない場合がある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー[平成27年度]

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1に示すとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合) (平成27年度)	目 標 (割合) (平成34年度)
排 出 量	事業系 総排出量	2,911 t	2,841 t (-2.4%)
	1事業所当たりの排出量	1.9 t/事業所	1.9 t/事業所 (0.0%)
	家庭系 総排出量	5,587 t	4,939 t (-11.6%)
	1人当たりの排出量	183 kg/人	173 kg/人 (-5.5%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	8,498 t	7,780 t (-8.4%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	532 t (6.3%)	498 t (6.4%)
	総資源化量	2,138 t (25.2%)	2,012 t (25.9%)
熱 回 収 量	熱回収量	5,718 GJ	5,181 GJ
減 量 化 量	中間処理による減量化量	6,588 t (77.5%)	6,000 t (77.1%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	98 t (1.2%)	70 t (0.9%)

※事業所数はH26事業所・企業統計

- ※1 排出量は平成27年度実績に対する割合、その他は排出量に対する割合
- ※2 (1事業所当たりの排出量) = (事業系ごみの総排出量) / (事業所数)
- ※3 (1人当たりの排出量) = (家庭系ごみの総排出量) / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において回収される年間熱量 [単位：GJ]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

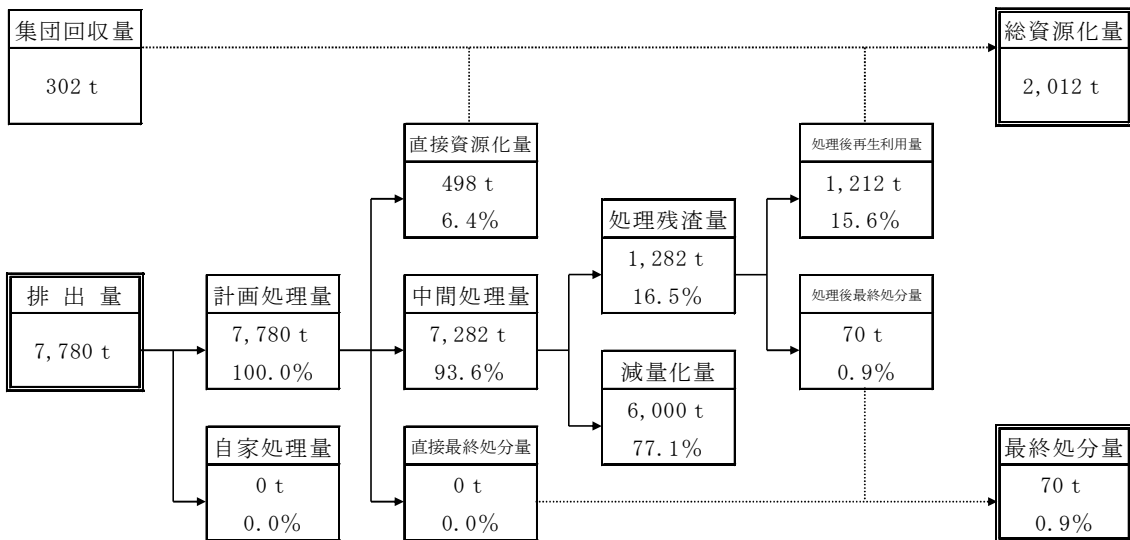


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー[平成34年度]

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

現在、家庭系は可燃・不燃・小型金属類で指定袋を使用し、事業系は重量に応じた手数料制により、有料化を実施している。今後も指定袋制・手数料制を継続しつつ、処理費用の動向を鑑み、必要に応じて、ごみ処理手数料の精査（処理費用に見合った料金設定へと変更等）を図る。

##### イ 広報啓発

市の広報誌、ポスター、チラシ等を通じて、ごみの分別及び減量化等について啓発活動を行うと共にごみ減量化、リサイクルに関するイベントの開催、ごみ問題に関するポスター、標語募集、作文コンクールの開催により、啓発に努める。

また、新設予定の可燃ごみ処理施設及びリサイクルセンターにおいて施設見学者の受入れを行なうと共に、展示スペース等啓発機能による意識啓発を行なう。

##### ウ 環境教育

市教育委員会及び教育施設と連携し、出前講座の実施など学習機会の提供、副読本などの学習資料の提供を行う。また、ごみ処理施設への見学者受入に努め、出前講座を実施するなど環境教育の充実を図る。

##### エ 買い物袋持参運動の推進

買物の際に、マイバッグを持参する、過剰包装は断る（紙袋、ポリ袋はやたらもらわない）など減量化に向けた施策の啓発を行うとともに、地域の商店等に協力を呼びかけ、レジ袋有料化の実現に向け協議を重ね、マイバッグ持参運動の推進を実施する。

##### オ 多量排出事業者への減量化指導

事業系の直接搬入ごみについて、特に排出量の多い事業者を特定し、分別排出の徹底、再資源化可能な資材の積極利用を促し、事業系ごみの減量化を図る。

##### カ 生ごみの減量化

ごみ減量化に向けた取り組みのひとつとして、家庭でできる生ごみの処理方法や水切りの徹底などの情報提供を行い、生ごみの減量化に向けての積極的な普及啓発に努めるものとする。

##### キ ごみステーションの改良に対する補助金交付

ごみ収集の円滑化を推進、ごみの分別の多様化により生じる回収場所の大きさの改良を行うため、ごみステーションの改良を行った市内の町内会等に対し、工事費の一部を負担する補助金制度が設けられている。今後もこの制度を継続し、ごみ収集がより円滑化するよう積極的に啓発活動に努めるものとする。

###### 補助金額

###### 改築・新改築・新設

- ・間口、高さ及び奥行きの寸法の合計が6.5メートル以上  
対象経費の2分の1、又は上限額150,000円
- ・間口、高さ及び奥行きの寸法の合計が5メートル以上6.5メートル未満  
対象経費の2分の1、又は上限額100,000円

#### 既存箇所の統合設置

- ・間口、高さ及び奥行きの寸法の合計が6.5メートル以上  
工事費の2分の1又、上限150,000円×既存ステーション数
- ・間口、高さ及び奥行きの寸法の合計が5メートル以上6.5メートル未満  
工事費の2分の1又、上限100,000円×既存ステーション数

#### ク 資源回収推進団体に対する報償金制度

住民団体により実施されている資源集団回収に対し、市で報償金の交付を行っている。今後も報償金を継続することにより、住民による積極的な資源化、分別の推進を図る。

#### ケ 情報提供

市の広報誌、情報無線等を利用し、分別収集実施に向けて事前、当日の広報実施など、市民に向けた情報提供を実施する。

### (2) 処理体制

#### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

現在、美作市では、平成26年に稼動開始をした美作クリーンセンターで可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源の処理を行っている。

可燃ごみについては焼却及び熱回収の実施を行うものとする。

不燃ごみ、粗大ごみについては破碎・選別し、不燃、粗大ごみからの資源の回収処理を行っていくものとする。

資源については、びん類、ガラス類、蛍光灯類、かん類、小型金属類・小型家電類、乾電池、古紙類、ペットボトル、その他プラスチック類製容器包装類、発泡スチロール、その他紙類容器包装類を選別、保管を行い、その後民間委託により資源化を行っていくものとする。

平成19年からは廃天ぷら油の分別収集も開始しており、市で収集したものを民間業者に売却し、資源化をおこなっている。

現在埋立を行っている最終処分場の埋立完了に伴い、新たな最終処分場の整備を行っていくものとする。

#### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、指定収集業の許可業者への委託もしくは直接搬入を認めており、いずれも処理手数料を徴収している。

今後も処理手数料の精査を継続するとともに、事業者意識の啓発、資源回収業者の紹介・斡旋等により、事業系ごみの排出抑制・資源化を推進していく。

ウ 今後の処理体制の要点

◇ 新たな最終処分場を整備し、処理残渣の埋立を行う。

表2 美作市・西粟倉村の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H27年度)					
美作市・西粟倉村					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	クリーンセンター	焼却残渣：資源化(委託)	7,032	
不燃ごみ(陶器類)	破砕選別	クリーンセンター(破砕・選別)	可燃物：ごみ焼却施設 不燃物：最終処分場 資源：資源化(委託)	72	
粗大ごみ 大型不燃ごみ				237	
小型金属類・ 小型家電類				91	
ガラス類				16	
ペットボトル	リサイクル	クリーンセンター(選別・圧縮・破砕)	可燃物：熱回収施設 資源：資源化(委託)	34	
その他プラスチック製容器				94	
その他紙製容器包装類				52	
発泡スチロール				4	
かん類				不燃物：最終処分場 資源：資源化(委託)	47
びん類				委託(再資源化)	260
蛍光灯類	クリーンセンター(貯留)	委託(再資源化)	委託(再資源化)	3	
乾電池				10	
古紙類				857	
廃天ぷら油				貯留	委託(再資源化)

今 後 (H34年度)					
美作市・西粟倉村					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	クリーンセンター	焼却残渣：委託(資源化)	6,350	
不燃ごみ(陶器類)	破砕選別	クリーンセンター(破砕・選別)	可燃物：熱回収施設 不燃物：最終処分場 資源：資源化(委託)	70	
粗大ごみ 大型不燃ごみ				235	
小型金属類・ 小型家電類				87	
ガラス類				15	
ペットボトル	リサイクル	クリーンセンター(選別・圧縮・破砕)	可燃物：熱回収施設 資源：資源化(委託)	40	
その他プラスチック製容器				121	
その他紙製容器包装類				48	
発泡スチロール				3	
かん類				不燃物：最終処分場 資源：資源化(委託)	44
びん類				委託(再資源化)	244
蛍光灯類	クリーンセンター(貯留)	委託(再資源化)	委託(再資源化)	3	
乾電池				9	
古紙類				798	
廃天ぷら油				貯留	委託(再資源化)



### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

機番	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	美作クリーンセンター建設事業	3,400m <sup>3</sup>	美作市杉原・河内内	H29～H30

※ 現有処理施設の概要を添付（市町村別の現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの）

（整備理由）

事業番号 1 既存施設の埋立完了

#### 【現有施設の概要】

##### ■ 焼却施設

名称	美作クリーンセンター
所在地	美作杉原340
処理方式	ストーカ式准連続炉
処理能力	17.0 t /16H×2炉

##### ■ 保管施設

名称	美作クリーンセンター
所在地	美作市杉原340
対象物	かん類・ペットボトル・ビン・紙類・その他プラ
面積	176.8m <sup>2</sup>
備考	直営

##### ■ 不燃物減量・再資源化施設

名称	美作クリーンセンター
所在地	美作市杉原340
公称能力	7.9 t /日
処理方式	選別・圧縮・破砕
備考	かん類・ペットボトル・ビン・紙類・その他プラ

##### ■ 最終処分場

名称	皆木最終処分場	瀬戸最終処分場
所在地	勝田郡奈義町皆木376	美作市瀬戸
埋立容量	4,400m <sup>3</sup>	12,312m <sup>3</sup>
残余容量	-	397m <sup>3</sup>
埋立方式	露天	遮水式、露天
備考	休止	破砕ごみ

#### (4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 廃家電及びPCのリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化表に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、またパソコンについても資源有効利用促進法に基づき、再資源化が行われるよう、今後も関連団体や小売店などとの協力体制の構築や、ごみ収集カレンダーやごみの分別チラシ等に排出方法を掲載などを行い、資源化を推進する。

##### イ 不法投棄対策

不法投棄防止看板の設置、監視パトロール推進員の雇用など監視活動の強化を図り、不法投棄防止対策のマンネリ化を防ぐため、毎年単発的かつ斬新な内容の実施を試みる。広報誌や市内放送などで呼び掛けを行い不法投棄の未然防止に対する啓発を行う。

##### ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

市で災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

災害時の廃棄物の仮置き場として新設の最終処分場用地及び各地域の広場等を使用するものとする。

災害廃棄物や通常ごみの処理に支障をきたさないよう、近隣のごみ処理施設を持つ自治体との協定により協力・連携体制を構築する。

#### 4 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

美作市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、岡山県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

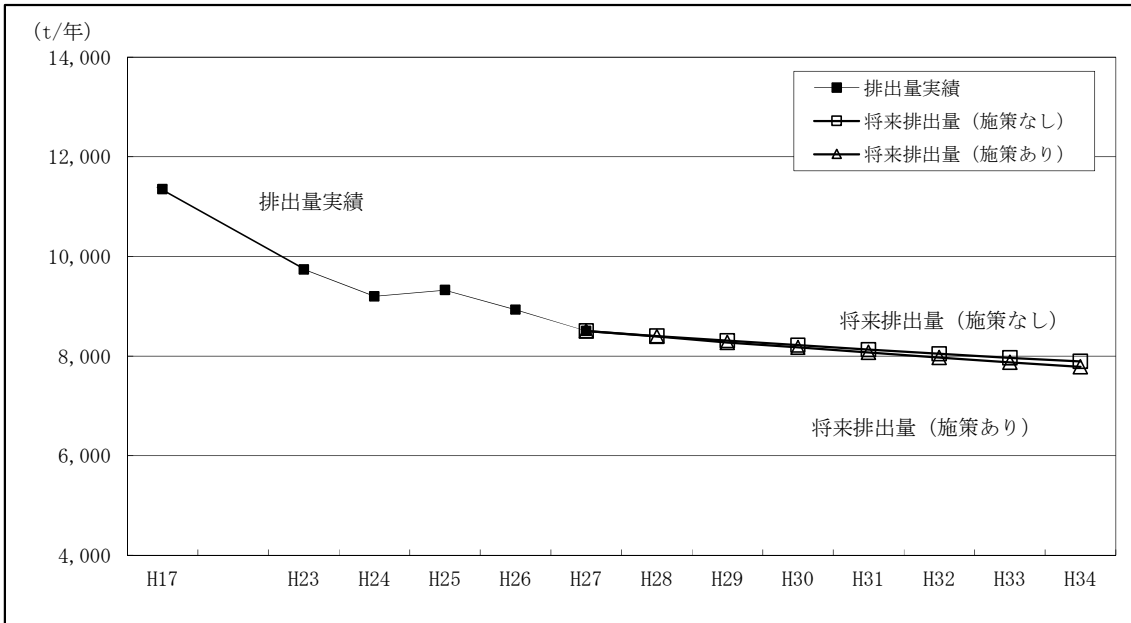


図 1 排出量の現状と目標

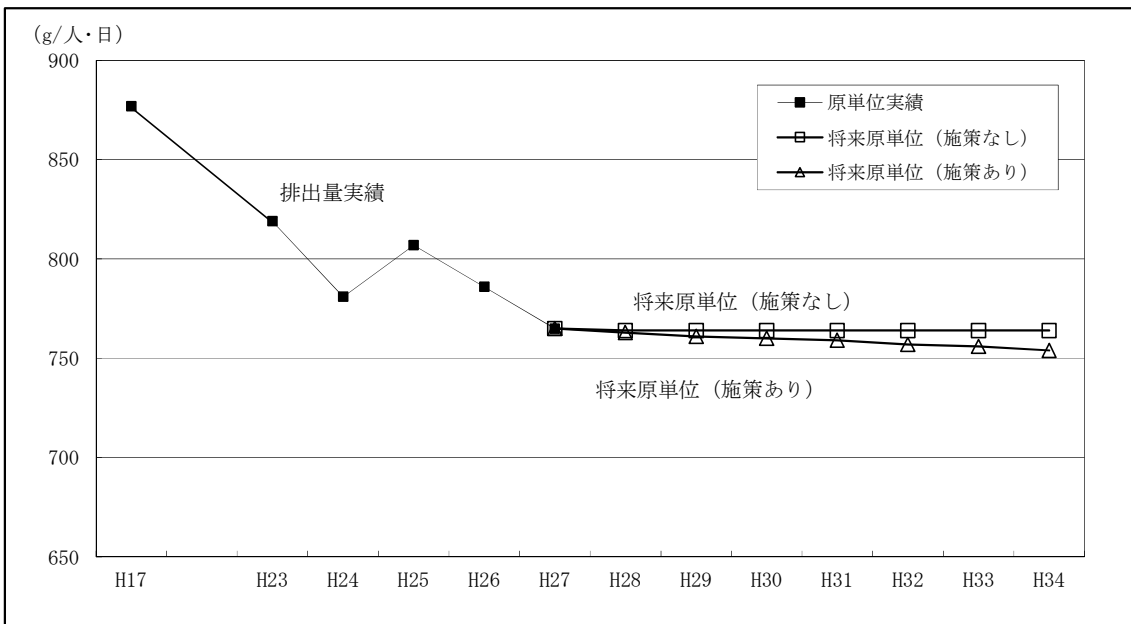


図 2 排出量 (原単位) の現状と目標

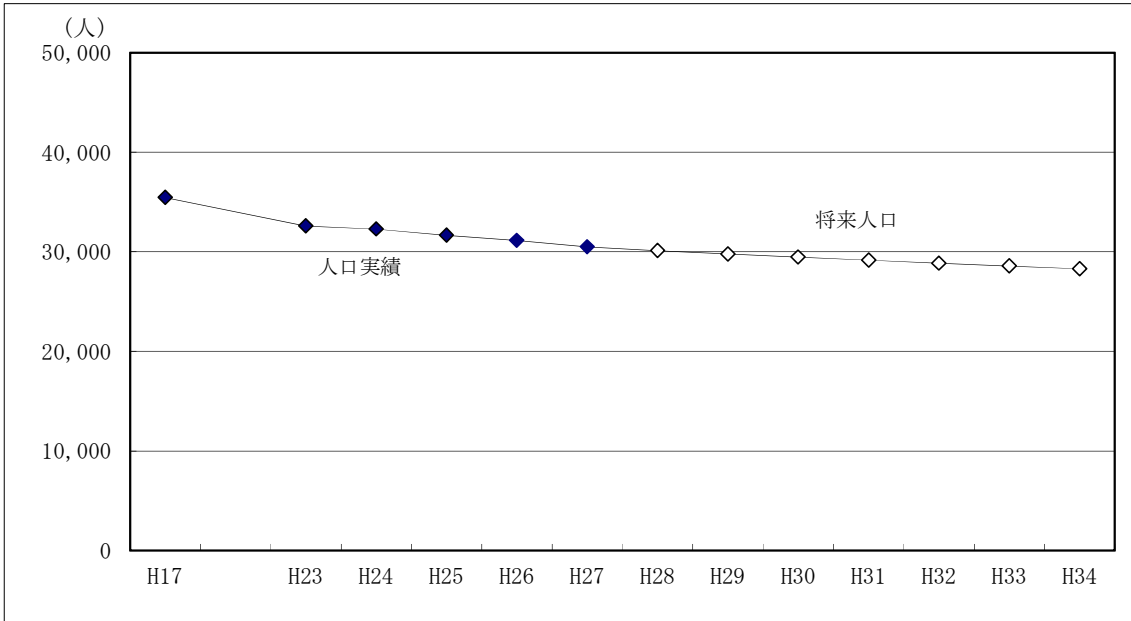


図3 人口の推移

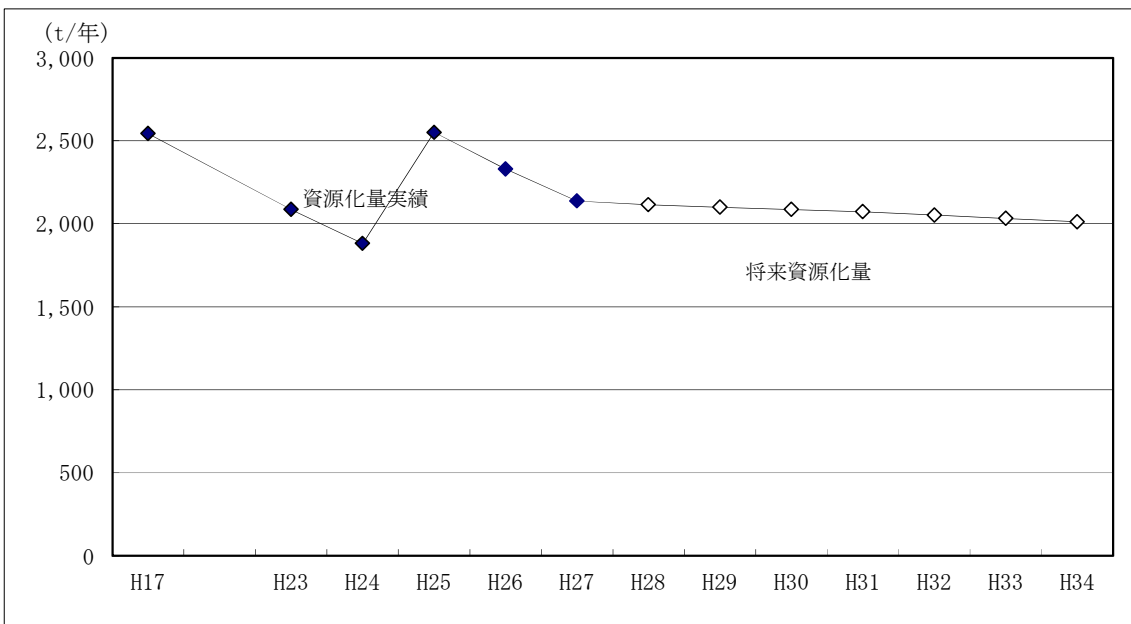


図4 総資源化量の推移

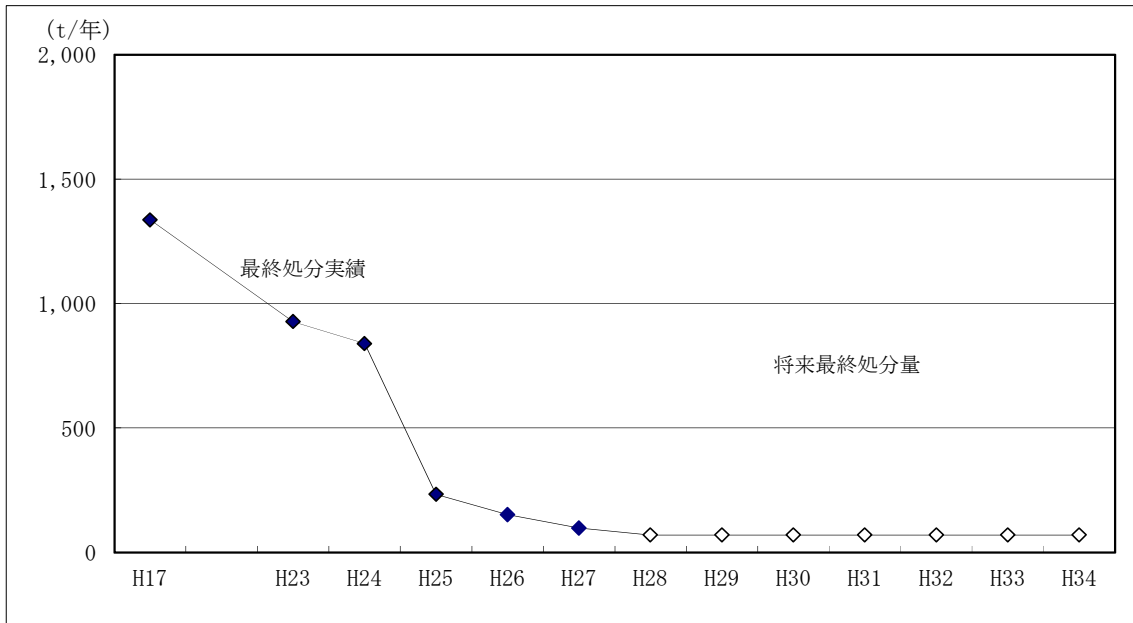


図5 最終処分量の推移

式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 27 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	英田圏域	(2) 地域内人口	美作市	28,980人	(3) 地域面積	美作市	429.29 km <sup>2</sup>
			西粟倉村	1,505人		西粟倉村	57.97 km <sup>2</sup>
			計	30,485人		計	487.26 km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	美作市、西粟倉村		(5) 地域の要件	人口(面積) 沖繩 離島 奄美 豪雪(山村) 半島(過疎) その他			
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、許可予定				

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	年						目 標	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成34年度	
排 出 量	事業系 総排出量 (t)	3,605	3,172	3,450	3,249	2,911	(調整中)	2,841	(H27比 -2.4%)
	1事業所当たりの排出量 (t/事業所)	2.1	2.2	2.4	2.2	1.9		1.9	(H27比 -0.0%)
	家庭系 総排出量 (t)	6,135	6,026	5,871	5,680	5,587		4,939	(H27比 -11.6%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	188	187	185	182	183		173	(H27比 -5.5%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計 (t)	9,740	9,198	9,321	8,929	8,498		7,780	(H27比 -8.4%)
再生利用量	直接資源化量 (t)	959 (9.8%)	845 (9.2%)	785 (8.4%)	672 (7.5%)	532 (6.3%)	(調整中)	498	(6.4%)
	総資源化量 (t)	2,087 (21.4%)	1,882 (20.5%)	2,550 (27.4%)	2,332 (26.1%)	2,138 (25.2%)		2,012	(25.9%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量) (GJ)	8.74 (0.01%)	8.74 (0.01%)	8.74 (0.01%)	8.74 (0.01%)	5,718 (10.00%)	—	5,155	(10.0%)
減量化量	減量化量 (t)	7,089 (72.8%)	7,145 (77.7%)	6,859 (73.6%)	6,779 (75.9%)	6,588 (77.5%)	(調整中)	6,000	(77.1%)
最終処分量	埋立最終処分量 (t)	928 (9.5%)	839 (9.1%)	234 (2.5%)	152 (1.7%)	98 (1.2%)	(調整中)	70	(0.9%)

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止理由	形式及び処理方式	施設竣工年月	処理能力(単位)
マテリアルリサイクル推進施設	美作市	選別・圧縮・破砕	有	7.9 t/日	H26.12	—	—	—	—	—
エネルギー回収推進施設	美作市	ストーカー式連続炉	有	17 t/日	H26.12	—	—	—	—	—
最終処分場	美作市	遮水式・露天 露天	有 無	12,312m <sup>3</sup> 4,400m <sup>3</sup>	S63.4 H2.4	H31.4 H31.4	埋立完了 廃止予定	—	—	—
	美作市	—	—	—	—	—	—	管理型セル方式	H31.3	3,400m <sup>3</sup>

### 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表(平成29年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考		
			単位		開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度			
○最終処分に関する事業							723,651	91,767	631,884	0	0	0	627,828	84,148	543,680	0	0	0	
最終処分場施設建設工事	1	美作市	3,400	m <sup>3</sup>	H29	H30	723,651	91,767	631,884	-	-	-	627,828	84,148	543,680	-	-	-	
<b>合 計</b>							<b>723,651</b>	<b>91,767</b>	<b>631,884</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>627,828</b>	<b>84,148</b>	<b>543,680</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。



地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	有料化	指定袋制を継続しつつ 処理手数料の適正化を 図る。	美作市 西粟倉村	H29	H33		指定袋の継続、処理手数料の適正化の検討					
	12	広報啓発	広報誌、ホームページ の充実、啓発イベント の開催。	美作市 西粟倉村	H29	H33		事業実施					
	13	環境教育	学習資料提供施設見 学、出前講座を実施す るなど環境教育の充 実。	美作市 西粟倉村	H29	H33		事業実施					
	14	買い物袋持参運動	買い物袋持参・過剰包 装は断るなど、減量化 に向けての啓発活動を行 う。	美作市 西粟倉村	H29	H33		普及啓発					
	15	多量排出事業者へ の減量化指導	事業系ごみの減量化を 図る。	美作市 西粟倉村	H29	H33		事業実施					
	16	生ごみ処理機器等 の購入に対する補助 金交付	生ごみ堆肥化装置の普 及率を増加させるため 補助を行う。	美作市 西粟倉村	H29	H33		事業実施					
	17	ごみステーション の改良に対する補助 金交付	ごみ収集の円滑化推進 のため改良に対する補 助を行う。	美作市 西粟倉村	H29	H33		事業実施					
	18	資源回収事推進団 体に対する報償金 金交付	報償金の継続及び実施 推進。	美作市 西粟倉村	H29	H33		普及啓発					
	19	情報提供	広報誌、情報無線等を 利用した情報提供	美作市 西粟倉村	H29	H33		普及啓発					
処理施設の 整備に関する もの	1	最終処分場	設置整備事業	美作市	H29	H30	○	建設工事					
その他	41	廃家電及びPCの リサイクルに関する 普及啓発	家電リサイクル法に基 づく処理の普及啓発	美作市 西粟倉村	H29	H33		普及啓発					
	42	不法投棄対策	監視指導の強化、広報 活動等による啓発	美作市 西粟倉村	H29	H33		監視指導の強化					
	43	災害時の廃棄物処 理に関する事項	災害廃棄物処理計画を 踏まえた体制整備	美作市 西粟倉村	H29	H33		体制整備に向けた協議					

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 岡山県

(1) 事業主体名	美作市		
(2) 施設名称	美作クリーンセンター（最終処分場）		
(3) 工期	平成 29 年度 ～ 平成 30 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 約4,595m <sup>2</sup>	埋立面積 約800m <sup>2</sup>	埋立容積 約3,400m <sup>3</sup>
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成 31年度 埋立終了 平成 46年度		
(6) 跡地利用計画	公園等		
(7) 地域計画内の役割	中間処理残渣の適正処分		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
(9) 事業計画額	本体建設工事費：691,305千円 施工監理費（事務費）：32,346千円 計：723,651千円		

